

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案について

競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするための法律の特例を定める。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）では、官民競争入札又は民間競争入札の対象とする公共サービスについて、民間事業者の参入を可能とする等のため、必要に応じ、「法律の特例」措置を設けることとしている。

そこで、昨年末の公共サービス改革基本方針の閣議決定を受けて、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、官民競争入札又は民間競争入札の実施により民間事業者に対する委託を可能とするため、公共サービス改革法において、以下の法律の特例措置を規定する。

< 不動産登記法等の特例 >

- (1) 登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務（以下「特定業務」という。）を官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができること
- (2) 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者の要件
- (3) 公共サービス実施民間事業者等に対する特定業務の実施に関して知り得た情報の目的外利用の禁止
- (4) 公共サービス実施民間事業者に対する登記簿等の帳簿類を始めとする設備・物品の適正取り扱い義務
- (5) 公共サービス実施民間事業者に対する特定業務の実施状況の報告義務
- (6) 法務大臣が公共サービス実施民間事業者に対して特定業務の停止を命じ、又は契約を解除することができる要件